

第Ⅰ編

 千葉県教育公務員として 

第1章 千葉県の教育概況

1 千葉県の風土と教育

(1) 千葉県の自然と歴史

日本列島の中央部に位置する千葉県は三方を海に囲まれた半島で、面積5,157平方キロメートル(全国28位)に及ぶ県土を有する。平坦な土地ながら、北部と中央部には平野と台地が交錯し、南部には低山性の丘陵が広がるという変化に富んだ景観を見せる。黒潮の影響を受け、気候は温暖であり、動植物は南方系と北方系が共存するなど、水と緑がもたらす豊かな自然に恵まれている。

加曾利貝塚(千葉市)や姥山貝塚(市川市)などをはじめ全国的にみても多くの貝塚が本県に所在することからもいえるように、自然に恵まれた房総半島には先史の昔から人々が住みつき、長い間、農漁業を中心とした生活を続けてきたのである。

平安時代には、平氏の流れをくむ千葉氏が力を伸ばし、石橋山の戦いに破れ安房の国へ落ち延びた源頼朝を、千葉氏をはじめとした豪族が支援したことによって鎌倉幕府が生まれた。その功績が認められた千葉氏は、鎌倉時代から室町時代にかけて房総の支配者としての地位を固めた。

戦国時代に入ると、室町幕府の権威は衰え、関東管領の弱体化は房総半島に多くの戦国武将を誕生させた。安房の里見氏、上総の武田氏、万喜城の土岐氏、東金城の酒井氏などがそれである。しかし、房総の戦国時代は小田原城の落城と共に終わった。北条氏方に加担した上総・下総の戦国武将は領土を没収されたからである。

江戸幕府が徳川家康によって開かれて以降、多くの戦国武将の城が家康の家臣に与えられた。千葉県には幕府直轄地であ

る天領、旗本知行所が多いのはそのためである。

江戸時代、房総半島は、大消費都市江戸に隣接する後背地として、生鮮食料品等を供給するなど、江戸の町民の経済生活を支えた。反面、政治的には、小藩が多く点在していたために、他県に見られるような歴史的・文化的な地域統一性にやや欠けることとなった。しかしながら、江戸との強い結び付きによる江戸文化の流入・普及は房総地方の文化的成長をもたらした。それは門前町の成田や小江戸と呼ばれる佐原などの隆盛にも見ることができる。

明治6年(1873年)6月15日、木更津県・印旛県を廃して、千葉県が設置された。現在、この6月15日が「県民の日」とされている。(昭和59年制定)

明治8年(1875年)、香取・海上・匝瑳3郡を編入して、現在の千葉県の輪郭がほぼ定まったのである。

太平洋戦争末期、アメリカの本土空襲が始まった。昭和20年(1945年)3月の東京大空襲の後、千葉県も千葉市や銚子市などで大きな被害を受けた。

そして、昭和20年(1945年)8月15日の終戦、千葉県民は焦土の中から経済復興に立ち上がった。

昭和25年(1950年)6月に始まった朝鮮戦争による「特需景気」の中、遠浅の海を埋め立てた千葉市の臨海部(千葉市蘇我)に日本の重工業をリードする工場が誘致された。

これをきっかけにして、埋め立てられた土地に次々と石油化学関連企業が誘致され、京葉臨海工業地域が造成された。

このことを契機として、農業・漁業の第1次産業を主な産業基盤とする千葉県から、工業・商業にも飛躍的な発展をみせ、令和5年(2023年)6月15日に、千葉県は誕生から150年の節目を迎えた。

(2) 千葉県の現状と未来

明治以来、農業、漁業県として発展してきた千葉県は、昭和20年代後半以降の千葉臨海工業地域の発展と首都圏の拡大により大きな変貌を遂げた。

近年では、農業産出額、漁獲量・水産加工量、工業出荷額、商業の商品販売額等において全国でも上位を占め、各産業が相互に活力を高め合い、バランスのとれた県であるといえる。農業産出額は全国第4位（令和4年）で、日本有数の野菜生産県である。産出額の構成をみると、園芸44.2%（野菜36.3%、果実2.5%、花き5.4%）、畜産33.4%、米12.8%と、園芸を中心とした生産構造となっている。

明治のはじめ、100万余であった千葉県の人口も、ここ30年間に急増カーブを描き、昭和58年（1983年）9月には500万人を、そして、平成14年（2002年）9月には600万人を超え、令和5年（2023年）10月現在の人口は約627万人を超え、全国で6番目に人口の多い県となっている。

昭和53年（1978年）、国際航空輸送における拠点性を持ち、国際的物流機能の集積や高次な都市機能を備えた国際空港：新東京国際空港（現成田国際空港）が開港した。その後、国際線外国人旅客数は年々増加し、令和6年（2024年）には、開港以来初となる2,000万人を突破した。今後、滑走路の増設も予定されるなど、成田国際空港の更なる機能強化が図られる。

平成元年（1989年）、幕張メッセのオープンでスタートした幕張新都心は、業務研究ビル、ホテル、住宅、学校、公園の整備や国際会議、文化、交流活動の展開など、「職・住・学・遊」の複合機能の集積が進み、世界の人、モノ、情報が行き交う21世紀型国際的戦略拠点としてさらなる活性化を目指している。

「未来型産業を育成する先導的な産業創出都市」「多くの人が寄り集う新しい文化創造都市」の2つの都市像の形成を目

指して、幕張新都心計画が積極的に展開されている。

平成9年（1997年）、東京湾アクアラインの開通により首都圏の交通ネットワークも整備され、上総丘陵（木更津市）に民間研究所を中心として、バイオ、エレクトロニクス、新素材など先端技術産業の研究開発拠点の形成を目指す「かずさアカデミアパーク」も造られた。その先導的施設であるかずさDNA研究所では、DNAに関する世界最先端の研究を進め、これまで数々の研究実績を挙げている。

このように千葉県は、県内各地域がそれぞれ個性を生かしながら、特色ある発展を遂げてきた。

今後は、今までの蓄積を生かして、さらに住民・NPO・民間企業・大学・行政機関等の参加のもとに、広域的に交流連携しながら活力ある自立した地域、個性と魅力ある地域づくりを進めることが求められている。なお、県木は「マキ」、県花は「なのはな」、県鳥は「ホオジロ」、県魚は「タイ」である。

(3) 郷土の歴史等映像資料

県総合教育センターでは、千葉県にゆかりのある先人や郷土の歴史、文化、自然に関する映像を保管している。それらをデータベース化し、ホームページから必要な教材を検索し、郵送などにより貸出しができるようにしている。映像教材には、16ミリフィルム・VHS・レーザーディスク・DVDがあり、検索方法は以下のとおりである。

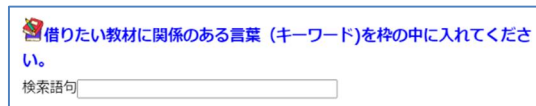
【視聴覚教材の検索方法】

- ① 総合教育センターホームページ(トップページ)右側の黄色のバナー「研修室・ICT機器 視聴覚教材の貸出」をクリック。



- ② 下にスクロールし、画面中央部（研修室等の紹介・研修室/機材の利用予約・視聴覚教材の貸出）2つ目の○印「視聴覚教材の貸出」をクリック。

- ③ 下にスクロールし、検索キーワードを入力。



借りたい教材に関係のある言葉（キーワード）を枠の中に入れてください。
検索語句

- ④ 画面右側、小さな検索ボタンをクリック。



※借用を希望する場合はカリキュラムサポート室へ電話する。

カリキュラムサポート室 TEL 043-276-1282

《参考・引用文献》

- ・『中学校教育五十年の歩み』県中学校長会 平成10年
- ・『千葉県教育行政40年史』千葉県教育委員会 平成2年
- ・千葉県教育百年史編さん「調査報告書」千葉県教育センター 昭和44年
- ・『千葉県教育百年史』千葉県教育百年史編さん委員会千葉県教育委員会 昭和50年
- ・『千葉県の歩み』千葉県企画管理部広報県民課千葉県昭和58年
- ・『千葉県農林水産業の動向』—平成30年度版—千葉県 平成30年5月
- ・「ちば・ふるさとの学び」ホームページ
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/seisaku/shou-chuu/furusato/honbun.html>
- ・「郷土の歴史等映像資料」ホームページ
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/seisaku/shou-chuu/kyoudonorekisi/shidouan.html>
- ・『千葉県統計年鑑』千葉県総合企画部統計課千葉県 令和2年3月

2 千葉県の教育施策

(1) 教育基本法の改正と地方分権の進展

平成18年12月、約60年ぶりに教育基本法が改正された。この改正では、旧教育基本法に掲げられてきた「人格の完成」や「個人の尊厳」などの普遍的な理念は大切にしつつ、教育を取り巻く様々な状況の変化を踏まえた上で、教育の目的を実現するために達成すべき目標を新たに掲

げている。また、教育改革を実効あるものとするためには、我が国の教育の目指すべき姿を国民に明確に提示し、その実現に向けて具体的に教育を振興していく道筋を明らかにすることが重要であるとの観点から、同法第17条第1項において、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育振興基本計画を定めることが規定された。

加えて、同第2項では、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように規定されている。

また、平成26年度には、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化及び地方に対する国の関与の見直しが図られた。

このことにより、すべての地方公共団体に首長と教育委員会を構成員とする「総合教育会議」を設置し、首長が同会議における協議を経て、教育の振興に関する施策の大綱を策定することが定められた。また、同会議においては、教育の条件整備等重点的に講ずべき施策、児童生徒等の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置についてなども協議・調整することとされている。

(2) 千葉県の教育改革

千葉県教育をめぐる現状と課題として、人口の地域間格差と少子高齢化、急速な社会変化や経済・雇用情勢への対応、多様な教育ニーズへの対応、質の高い教育を行う学校体制の充実、学校・家庭・地域の連携・協働といった、多くの課題が挙げられる。

一方で、本県は、首都に隣接しながら、三方を海に囲まれ、温暖な気候、豊かな自

然に恵まれ、多様な産業や優れた多くの人材が集積し、郷土としての魅力にあふれている。

こうした本県のポテンシャル（潜在能力）を最大限に活用し、様々な教育課題に着実に対応していくため、平成22年3月、千葉県教育委員会では、千葉県教育振興基本計画「みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（以下「第1期計画」）を策定した。

第1期計画では、千葉県の子供たちや家庭、学校、地域及び県民の10年後の元気な姿を展望し、その実現のための目標と施策の方向性、平成22年度から平成26年度までの5年間に実施する重点的・計画的な取組を示した。また、「『ふれる』、『かかわる』、そして『つながる』」を基本的な取組方針として、県民一体となった取組を目指すこととした。

また、平成27年2月、第1期計画の成果や課題を踏まえて、令和元年度までの5か年計画として、第2期千葉県教育振興基本計画「新みんなで取り組む『教育立県ちば』プラン」（以下「第2期計画」）を策定した。第1期計画で示した千葉県教育の10年後の姿を目指し、それを実現するために5年間で重点的・計画的に取り組む方策等が盛り込まれた。

令和2年2月には、令和6年度までの5か年計画として、第3期千葉県教育振興基本計画「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」（以下、「第3期計画」）を策定した。第3期計画では、千葉県教育の目指す姿を子供、学校、家庭・地域、県民の4つに再構成し、それを実現するための4つの基本目標が設定された。

(3) 第4期千葉県教育振興基本計画

令和7年3月、第1・2・3期計画の成果を継承しつつ、令和11年度までの5か年計画として、第4期千葉県教育振興基本計画（以下、第4期計画）を策定した。

この計画には、「新しい千葉の未来を切り開く『教育立県ちば』を実現する有識者会議」における意見聴取を始めとして、多くの県民からいただいた様々な意見を踏まえ、基本理念に「人生をしなやかに切り拓き、千葉の未来を創る『人』の育成～一人一人の可能性を最大限に伸ばし、自分らしく活躍するために～」を掲げ、理念実現のために、3つの基本目標を柱として、13の施策と43の取組を示している。

3つの基本目標と13の施策

基本目標1

子供たちの自信を育む教育の土台づくり

【施策1】優れた教員の確保と教育の質の向上

【施策2】安全・安心で魅力ある学校づくり

【施策3】共生社会の形成に向けた特別支援教育の推進

【施策4】多様なニーズに対応した教育の推進

基本目標2

未来を切り拓く「人」の育成

【施策5】人生を主体的に切り拓くための学びの確立

【施策6】郷土と国を愛する心とグローバル化への対応能力の育成

【施策7】人格形成の基礎を培う幼児教育の充実

【施策8】豊かな心の育成

【施策9】生涯をたくましく生きるための健康・体力づくりの推進

【施策10】学びを将来へとつなぐ体系的・実践的なキャリア教育の推進

基本目標3

地域全体で子供を育てる体制と全ての人が活躍できる環境づくり

【施策11】家庭教育への支援と家庭・地域との連携・協働の推進

【施策12】人生100年時代を見据えた生涯学習の推進

【施策13】文化芸術・スポーツの推進

(4) 第4期計画の推進に当たって

総合教育会議等を通じて、知事（関係部局）と教育委員会との教育政策に係る認識の共有を図りつつ、教育委員会事務局職員の資質向上に努め、第4期計画を着実に推進していく。

また、誰一人取り残されない教育の実現に向け、市町村の行政はもとより、NPO、企業、地域団体、保護者及び県民等の多様な主体との効果的な連携・協力体制づくりに努める。

加えて、教育投資は個人のみならず社会の発展の礎となる未来への投資と捉え、予算の効率的・効果的な活用十分留意するとともに県民の理解を得ながら、本計画の実現に必要な予算の確保に努める。

3 教育行政のあらまし

(1) 公教育

我が国の公教育は、憲法第26条を受けた教育基本法第6条「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。」に基づいている。

「法律に定める学校」とは、学校教育法第1条に定められている学校であり、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とされている。そこで行われる公教育は、特定の主義主張や政治的な立場等によって支配されてはならず、必然的に「教育の中立」が求められている。

(2) 教育行政機関

国及び地方公共団体がその行政権を行使するに当たっては、一定の機関を必要とする。そこで、国及び地方公共団体は、

それぞれその行政権を行使し、所掌事務を担当するために機関を設け、その機関を行政機関と呼ぶ。教育行政機関もこの機関の一つである。

教育行政機関を大別すると、次のように主体別に国の教育行政機関と地方教育行政機関とに分けられる。

ア 国の教育行政機関

(ア) 内閣

「行政権は、内閣に属する」（憲法 65）とされているとおり、国の教育に関する政権も内閣に属するものであり、内閣は合議制による国の最高の教育行政機関である。

(イ) 文部科学省

文部科学省は文部科学大臣の所掌の下に、国の学校教育、社会教育、学術、文化の振興及び普及を図ることを任務とし、これらの事項及び宗教に関する国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関である。

（文部科学省設置法）

イ 地方教育行政機関

地方教育行政機関とは、地方公共団体の行政機関であって、教育事務の処理を担当するものをいう。地方教育行政機関を大別すると次のように教育事務のみを所掌する教育委員会と行政事務を総合的に所掌する地方公共団体の長に分けられる。

(ア) 教育委員会

教育委員会は、都道府県、市町村及び教育事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合（学校組合）に置かれる執行機関である。

a 教育委員会制度の概要

教育委員会は、都道府県及び市町村等に置かれる合議制の執行機関であり、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開。

b 教育委員会制度の意義

(a) 政治的中立性の確保

個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要。

このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

(b) 継続性・安定性の確保

教育は、子供の健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要。

(c) 地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要。

c 教育委員会制度の特性

(a) 首長からの独立性

行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当させることにより、首長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保。

(b) 合議制

多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行う。

(c) 住民による意思決定（レイマンコントロール）

住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督する、いわゆるレイマンコントロールの仕組みにより、専門家の判断のみ

によらない、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現。

(イ) 地方公共団体の長

地方公共団体の長は、地方公共団体を統轄し、これを代表する地位を有し、地方公共団体の行政事務を統合的に管理執行する（自治法147、148）。その担当事務の中には、おおむね次のような教育行政事務が含まれている（地教行法22、自治法149（一）・（二）、180の6（一）・（二））。

○大学及び私立学校に関する事務

○教育財産の取得、処分

○教育委員会の所掌に係る事項に関する契約の締結

○教育予算の執行

○予算、条例等議会の議決を経るべきものの議案提出権

(3) 教育行政の動き

昭和22年に制定された旧教育基本法の下で我が国の教育は充実発展し、豊かな経済社会や安心な生活を実現する原動力となるなど、多くの成果をあげてきている。しかし、制定から半世紀以上が経過し、科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化、家族のあり方など、我が国の教育をめぐる状況が大きく変化し、様々な課題が生じている。

このため、平成18年12月に成立した改正教育基本法においては、これまでの教育基本法が掲げてきた普遍的な理念を継承しつつ、公共の精神等、日本人が持っていた「規範意識」を大切に、それらを醸成してきた伝統と文化の尊重など、教育の目標として今日特に重要と考えられる事柄を新たに定めている。

また、この改正等を踏まえ、平成19年6月に、「学校教育法等の一部を改正する法律」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」、「教育

職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律」が成立し公布された。

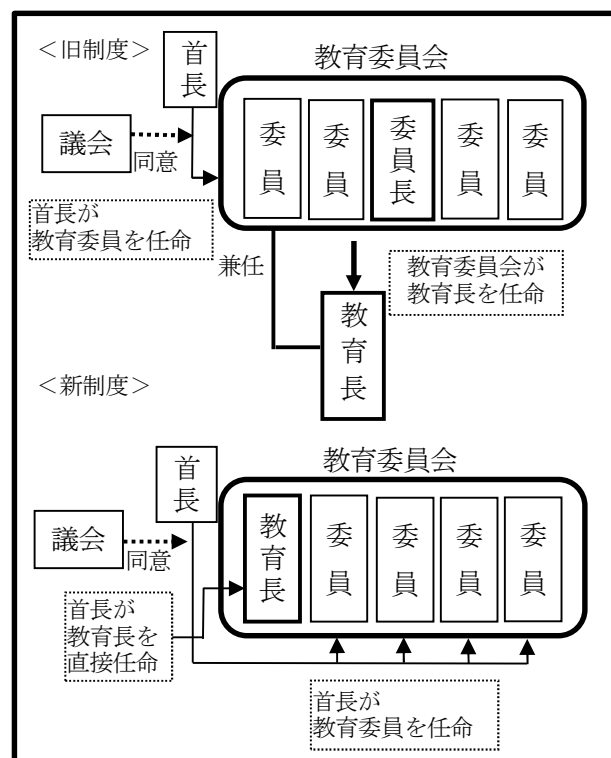
「学校教育法等の一部を改正する法律」では、改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、義務教育の目標を定めるとともに、各学校種の目的及び教育の目標を見直し、あわせて、副校長等新しい職を置くことができることとし、学校教育の一層の充実を図っている。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」では、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実、教育行政における地方分権の推進と国の責任の果たし方等について所用の措置を講じている。

また、「教育基本法第17条」に基づき、「第2期教育振興基本計画」が、平成25年6月14日閣議決定された。これは、第1期計画の総括をもとに10年先を見据えた5年（平成25年度から29年度）の計画である。

さらに、平成26年6月に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が成立し公布された。ここでは、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図った。

※ 平成26年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（平成27年4月1日施行）の4つのポイント

- 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
- 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化
- すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置（構成員は首長と教育委員会）
- 教育に関する「大綱」（教育の目標や施策の根本的な方針）を首長が策定



令和4年7月から教員免許更新制は発展的に解消され、今後は、教員や学校のニーズや課題に応じて、個別最適で協働的な学びを主体的に行う「新たな教師の学びの姿」の実現を目指している。

さらに、令和5年6月16日に閣議決定された「第4期教育振興基本計画」では、第3期計画の方向性を継承しつつ、2040年以降の社会を見据えた教育政策のコンセプトとして「持続可能な社会の創り手の育成」及び「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を掲げ、5つの基本方針と16の教育政策の目標が示された。

《参考・引用文献》

- ・中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する」(答申) 平成17年
- ・パンフレット「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（概要）」文部科学省 平成26年度

4 千葉県が求める教員像

千葉県では子供たちが、新しい時代に向けて扉を開き、社会や環境に積極的に働きかける力を身に付け、未来に向けて夢をもつことのできる教育の実現を目指している。

〈千葉県・千葉市が求める教員像〉

- 人間性豊かで、教育愛と使命感に満ちた教員
- 高い倫理観をもち、心身共に健康で、明朗、快活な教員
- 幅広い教養と学習指導の専門性を身に付けた教員
- 幼児児童生徒の成長と発達を理解し、悩みや思いを受け止め、支援できる教員
- 組織の一員としての責任感と協調性をもち、互いに高め合う教員

5 これからの時代の教員に求められる資質能力

いつの時代にも教員に求められる資質能力については、例えば使命感や責任感、教育的愛情、教科や教職等に関する専門的知識、実践的指導力、総合的人間力、コミュニケーション能力等がこれまでの答申においても繰り返し提言されてきたところである。

これら教員として不易の資質能力は引き続き教員に求められる。その上で、中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（平成27年）の中で、「これからの時代の教員に求められる資質能力」について次のように示されている。

◆これまで教員として不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、情報を適切に収集し、選択し、活用する能力や知識を有機的に結びつけ構造化する力などが必要である。

◆アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育の早期化・教科化、ICTの活用、発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒等への対応などの新たな課題に対応できる力量を高めることが必要である。

◆「チーム学校」の考え方の下、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力の醸成が必要である。

また、中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3年）では、以下のよう

教師が、時代の変化に対応して求められる資質・能力を身に付けるためには、個々の教師が養成段階に身に付けた知識・技能だけで教職生涯を過ごすのではなく、求められる知識・技能が変わっていくことを意識して、継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが必要である。これにより、子供一人一人の学びを最大限に引き出す質の高い指導が可能となることに加え、教師自身も一層やりがいを感じ、教職生涯がより充実したものとなることも見込まれる。

このように、教員に求められる資質能力が時代と共に変わっていく中、研修等を通じて常に学び続けることが必要である。

《参考・引用文献》

- ・中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（答申）平成27年度
- ・中央教育審議会答申『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）令和3月1月26日

6 千葉県県立高等学校の現状と課題

(1) 現状

本県における公立高校の数は、全国と比較しても多く、普通科が占める割合が高い。

本節で取り上げる数値は、特記ない限り、文部科学省の令和6年度「学校基本調査」における公立高校の数値を出典とした。

ア 学校数

令和6年度現在、全国に全日制・定時制の公立高校は分校を含めると3,438校ある。そのうち本県は127校を占める。これは全国第8位である。

令和6年度の公立高校数トップ8 (全日・定時)※分校含む

北海道	東京	愛知	大阪
220	186	164	154
兵庫	神奈川	埼玉	千葉
153	148	142	127

※本県の公立高校に分校はない

※最も少ないのは鳥取県：24校

うち県立は120校で、これに通信制の県立千葉大宮高校を加えた121校が現在の県立高校の数である。

なお、地域によって高校の数が異なる。テキスト末尾に記載されている「公立高等学校の所在図」を参考にしてほしい。

イ 学科

全国の全日制・定時制の公立高校には、4,665もの学科が設置されている。うち本県には175学科あり、そのうち60.6%の106学科が普通科である。

この、普通科が設置学科に占める割合の高さが本県の特徴の一つである。本県は全国3番目に高い。

令和6年度の公立高校(全日・定時)の普通科が占める割合トップ3

神奈川	東京	千葉
68.6	64.7	60.6

※全国(公立)：50.6%

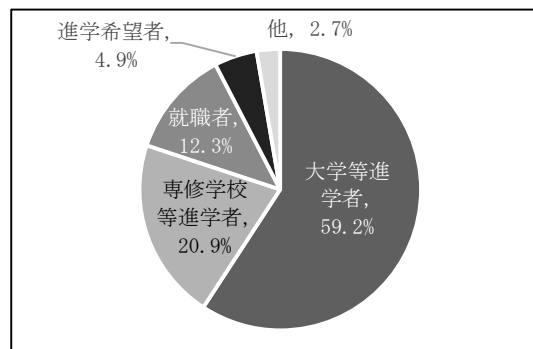
※最も低いのは宮崎県：28.8%

ウ 進路状況

「学校基本調査」では卒業後の状況調査も行っているが、本県独自にその調査を補完するために「進路状況調査」を行っている。

令和6年3月の県内公立高校卒業者は28,130名であった。これは57,213名いたピーク時の平成4年3月の半分に満たない。

令和6年3月 公立高校卒業者の進路状況



【出典】令和6年度進路状況調査報告書

卒業生の約60%が大学、短大、高専、専攻科といった上級学校へ進学する。約20%が予備校以外の専修学校に進み、約10%が就職する。そして5%程が次年度の進学に向け、予備校や在宅で学習を続ける進学希望者、いわゆる浪人となる。

これについては、学科別にも状況を見ることができる。県教育委員会のホームページに掲載されている「進路状況調査報告書」を参照いただきたい。

(2) 課題

次節の「県立高校改革」と密接に関わるが、県立高校の在り方について、基本的な考え方を述べた「県立高校改革推進プラン」(令和4年3月策定)では下記の3つを課題として挙げている。

ア 生徒の多様なニーズへの対応

中学校を卒業した後、ほぼ全員が高等学校へ進学しているが、高校生の学ぶ意識、目的意識、興味・関心、進路希望等は多様化している。明確な目的意識を持つ生徒もいるが、それを持てず意欲的に学習に取り組めない生徒もいる。経済的・社会的な困難を抱える生徒や、日本語指導が必要な生徒も増加している。

イ キャリア教育・職業教育の充実

先述のとおり、公立高校卒業者の約1割が就職している。しかし、業種によっては求人数と就職者数に大きな差がある。今後も幼稚園、小・中学校、大学、企業との連携・協力により、発達段階に応じたキャリア教育を推進する必要がある。

特に、専門学科や特色あるコースを設置する高校においては、本県の産業の特性やニーズに対応した担い手を育成するため、職業に関する実践的な教育を充実し、生徒の専門的な知識・技能を高めることが必要である。

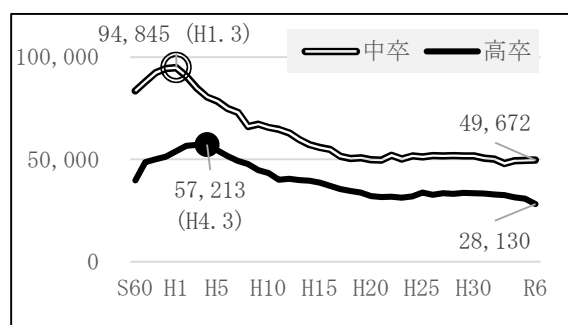
ウ 人口の減少

公立高校卒業者数のピークは平成4年3月だが、中学校卒業生数のピークは平成元年3月の94,845人で、令和6年3月は49,672人となり、ほぼ半数となった。つまり、30年ほどで中学生、高校生ともに卒業生が半分になったことを意味する。

《参考・引用文献》

- ・文部科学省「学校基本調査」令和6年度
学校調査票（高等学校 全日制・定時制）
表番号 122(3-1) 都道府県別学校数
表番号 133 都道府県別学科数(本科)
- ・千葉県教育庁教育政策課「進路状況調査報告書」令和6年度
- ・千葉県教育庁教育政策課「県立高校改革推進プラン」
令和4年3月策定

県内公立中学校及び高等学校卒業者の推移



【出典】令和6年度進路状況調査報告書

今後も人口が減っていくことが想定される。少子化や地域の状況、私立学校も含めた高校の設置状況を踏まえた高校の適正配置の在り方について検討する必要がある。

(3) 参考

ア 県立高等学校の学科(令和6年度募集)

定＝定時制の課程 通＝通信制の課程 単＝全日制の課程かつ単位制の学科

※定時制、通信制の課程は全て単位制 総合学科も全て単位制

普通科			専門学科				総合学科
全日制の課程、普通科は受検生の居住学区及び隣接学区の学校のみ志願可能 ※女子校の千葉女子、木更津東(定時制は共学)除く			普通系専門学科	農業科	工業科	商業科	※全て単位制
第1学区	第3学区	第7学区	理数科	園芸科	機械科	商業科	総合学科
千葉	鎌ヶ谷	単 長生	単 船橋	葉園台	京葉工業	千葉商業	幕張総合
千葉女子	鎌ヶ谷西	定 長生	柏	流山	市川工業	定 千葉商業	定 船橋
単 千葉東	東葛飾	茂原	単 佐倉	成田西陵	清水	流山	小金
千葉南	定 東葛飾	大多喜	佐原	下総	電子機械科	銚子商業	八街
検見川	柏	第8学区	単 成東	多古	千葉工業	定 銚子商業	匝瑳
千葉北	柏南		単 長生	旭農業	東総工業	東金商業	大原
若松	柏陵	単 長狭	単 木更津	君津	茂原樟陽	一宮商業	安房拓心
千城台	柏の葉	定 安房	国際科	市原	電気科	館山総合	君津青葉
単 生浜	柏中央	単 安房	単 成田国際	畜産科	千葉工業	君津商業	
定 生浜	沼南	定 館山総合	国際教養科	旭農業	市川工業	情報処理科	
磯辺	沼南高柳	第9学区	単 松戸国際	食品科学科	清水	千葉商業	
泉	流山おおたかの森		東金	清水	東総工業	流山	
柏井	流山南	単 天羽	国際コミュニケーション科	成田西陵	茂原樟陽	成田西陵	
土気	流山北	単 木更津	流山おおたかの森	旭農業	建築科	下総	
千葉西	野田中央	木更津東	体育科	大網	市川工業	銚子商業	
犢橋	関宿	定 木更津東	八千代	茂原樟陽	自動車科	東金商業	
通 千葉大宮	我孫子	君津	芸術科	農業科	下総	一宮商業	
	我孫子東	袖ヶ浦	松戸	大網	電子工業科	君津商業	
		市原		茂原樟陽	京葉工業		
第2学区	第4学区	京葉		土木造園科	情報技術科	情報科	
八千代	白井	市原緑		成田西陵	千葉工業	情報理数科	
八千代東	単 印旛明誠	姉崎		茂原樟陽	東総工業	柏の葉	
八千代西	単 成田国際	単 市原八幡		生物工学科	設備システム科	情報コミュニケーション科	
津田沼	成田北			大網	京葉工業	袖ヶ浦	
実籾	富里				建設科		
単 船橋	単 佐倉			水産科	京葉工業		
葉園台	船橋東			海洋科	東総工業		
単 船橋啓明	佐倉東			銚子商業	環境化学科		
船橋芝山	佐倉西			館山総合	清水		
船橋二和	定 佐倉南				茂原樟陽		
船橋古和釜	四街道			家庭科	工業化学科		
船橋法典	四街道北			家政科	千葉工業		
船橋豊富	第5学区			千葉女子	工業科		
船橋北	佐原			八千代	館山総合		
国府台	定 佐原			館山総合	定 千葉工業		
国分	単 佐原白楊			木更津東	定 市川工業		
行徳	小見川			調理国際科	インテリア科		
市川東	多古			佐倉東	市川工業		
市川鼎	銚子			服飾デザイン科	理数工学科		
市川南	定 匝瑳			佐倉東	千葉工業		
浦安	第6学区			看護科			
浦安南	松尾			看護科			
単 松戸	単 成東			単 幕張総合			
定 松戸国際	東金						
松戸南	定 東金			福祉科			
松戸六美	大網			福祉教養科			
松戸向陽	九十九里			松戸向陽			
松戸馬橋							

イ 県立高等学校のコース、系列(令和6年度現在)

※コースは県教育委員会が計画設置したものを掲載

普通科に設置		専門学科に設置		総合学科の系列		
学校により、普通科と併設している学科でもコースを選択できる場合がある。		設置校	設置学科			
教員基礎	スポーツ健康	アントレプレナーシップ		幕張総合		
千葉女子 国府台 成東 大多喜 安房 我孫子 君津	流山南	千葉商業	商業科	人文 理工	文理 芸術	
	音楽	アグリマネジメント		船橋(定時制の課程)		
	津田沼	茂原樺陽	農業・食品科学・土木造園	健康・生活	教養・ビジネス	
	芸術	緑地管理(観光の学びの一環として)		小金		
	沼南高柳	市原	園芸科	人文社会 数理科学	文理学際 医業医療	
英語	保育基礎	海洋環境(環境の学びの一環として)		八街		
市川東 君津	市川南 鎌ヶ谷西 四街道北	銚子商業	海洋科	人文 情報 商業	自然 生活	
国際コミュニケーション	商業	栽培環境(環境の学びの一環として)		匝瑳		
柏井	市原 定	館山総合	海洋科	PEACHキャリア 国際ブリッジビルダー 360°キャリアビルダー STEMキャリア		
ビジネス基礎	ものづくり	観光コース		大原		
九十九里	姉崎	一宮商業	商業・情報処理	普通 生活福祉	園芸 海洋科学	
情報ビジネス	工業基礎	先進ITコース		安房拓心		
沼南 関宿	天羽	袖ヶ浦	情報コミュニケーション科	園芸 土木 文理	畜産 調理	
情報	コースについては、県教育委員会が計画設置したものを記載してあります。 なお、上記コースの廃止に当たっては、 教改第6号通知(H16.4.16)に基づく手続きが必要になります。					
生活デザイン						
九十九里						
福祉						
松尾 松戸向陽 小見川 佐倉西 我孫子東 市原 横橋 船橋豊富						
医療・福祉						
長狭						
医療						
成田北 小見川						
医歯薬						
東葛飾						
君津青葉						
食品 環境 家庭・福祉						農業 土木 普通

特色ある学び(令和6年度現在)

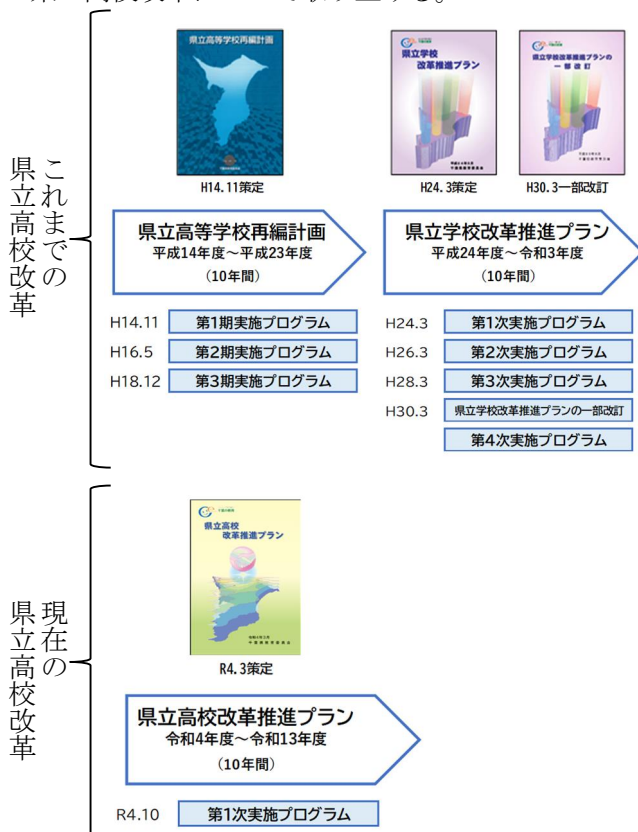
社会のニーズに対応した教育等	中高一貫教育校
地域連携 アクティブスクール 泉 船橋古和釜 行徳 流山北 天羽 市原	併設型中高一貫教育校 千葉 東葛飾 連携型中高一貫教育校 関宿
グローバルスクール 松戸国際 成田国際	
グローバル化に関する学び 松尾	
観光の学び 館山総合	
防災の学び 銚子 市原八幡	
農業教育拠点校 茂原樺陽	
工業教育拠点校 千葉工業	
商業教育拠点校 千葉商業	
福祉教育拠点校 松戸向陽	
理数教育拠点校 船橋	
通信制協力校 銚子商業 館山総合	
三部制の定時制 生浜 松戸南 佐倉南	

7 県立高校改革

県立高校に新しい学科ができる、学科の名前が変わる。統合する、校名が変わる。このように、県立高校の設置状況が変わるときがある。

これは、県教育委員会が策定している計画に基づいて行われている。

(1) では本県でのこれまでの県立高校改革と、その構造について解説し、(2) では今後の県立高校改革について取り上げる。



(1) これまでの県立高校改革

ア 3つの計画・プラン

これまで、本県ではそれぞれ10年を計画期間とする2つの計画・プランを策定してきた。それぞれ、県立高校のあり方に関する基本的な考え方を示したものである。

イ 計画・プランの実行

何年度に、どの学校で、どのような取組を行うといった具体的な内容は、各計画・プランのもとで策定される「実施プログラム」にて示している。

ウ 計画・プランの評価

プログラムの実施状況及び成果や課題を把握すること。そして、今後の高校改革に係る計画の策定に資すること。これらを目的に評価を行っている。原則、再編・改革の実施年度から3年が経過し、初めての卒業生が輩出される年に合わせて各種調査を行う。その結果は県教育委員会のホームページに掲載している。

(2) これからの県立高校改革

ア 県立高校改革推進プラン

県立高校改革に係る最新の計画は、令和4年3月策定の「県立高校改革推進プラン」である。前節で挙げた、生徒のニーズの多様化やキャリア教育・職業教育の充実、人口の減少という県立高校を取り巻く現状や課題を踏まえ策定した。

本計画は、令和13年度を目標年次とし、今後10年間の県立高校改革に関する基本的な考え方を示すものである。

実施に当たっては、これまでの計画同様、具体計画である「実施プログラム」に基づき推進することを基本とする。

イ 第一次実施プログラム

そして令和4年10月、「県立高校改革推進プラン」下では初の具体計画を策定した。16校の県立高校において、学びの選択肢であるコースなどを新たに設置することを示した。また、都市部と郡部における今後の統合の方向性について、基本的な考え方を示した。

(3) 参考

ア 都市部と郡部

現在、本県は通学区域として9つの学区を設定している。うち、1～3学区を都市部、4～9学区を郡部としている。テキスト末尾に記載されている「公立高等学校の所在図」に学区の境界を掲載している。

イ 魅力ある県立学校づくりの啓発と広報

(7) 「千葉県 県立高校ナビ」

令和5年4月より、新たに開設した

ページ。地域だけでなく、学びたい内容や特徴からも学校を探せるほか、県教育委員会が作成した様々な資料へアクセスできる。

《参考・引用文献》

(1) 県立高等学校再編計画

- ・「県立高等学校再編計画」千葉県教育委員会 平成14年1月

(2) 県立学校改革推進プラン

- ・「県立学校改革推進プラン」千葉県教育委員会 平成24年3月
- ・「県立学校改革推進プランの一部改訂」千葉県教育委員会
平成30年3月

(3) 県立高校改革推進プラン

- ・「県立高校改革推進プラン」千葉県教育委員会 令和4年3月
- ・「県立高校改革推進プラン・第1次実施プログラム」 令和4年10月